

当財団へのご寄附に対する優遇税制について

当財団は特定公益増進法人、税額控除対象法人、都条例指定法人であるため、以下の税制優遇を受けることができます。なお、この優遇税制はご協賛金（広告宣伝扱い）には適用されません。

詳細は、お近くの税務署にお問い合わせ下さい。

1. 法人のご寄附（法人税）

特定公益増進法人（＝公益法人）に対するご寄附に適用される別枠の損金算入をご利用でき、一般の寄付金とは別枠で、特定公益増進法人に対する寄附金額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額が損金算入されます。

$$\cdot \text{特別損金算入限度額} = (\text{資本金等の額} \times 0.00375 + \text{所得の金額} \times 0.0625) \times 0.5$$

注：特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

2. 個人のご寄附（当財団の領収書等を添付し、確定申告する必要があります。）

(1) 所得税

その年（暦年）の対象団体に対して行った寄附金合計額の内、2千円を超える金額に適用され、次の①又は②のどちらかを選択できます。

①「所得控除」

特定公益増進法人（＝公益法人）に対する寄附に適用。

- ・ 特定公益増進法人への寄附金額合計額（総所得金額等の40%が限度）－2千円＝所得控除額
- ・ (所得金額－所得控除額) × 各人の所得税率＝所得税額

②「税額控除」

2011年度税制改正により、行政庁の証明を受けた公益社団法人・公益財団法人に対する個人の寄附金については「税額控除」制度が加わりました。当法人は2011年にその証明を取得した後、引き続き2016年10月17日に更新を受けております。

$$\cdot (\text{税額控除対象寄附金} - 2\text{千円}) \times 40\% = \text{所得税額控除額} \quad (\text{所得税額の}25\% \text{が限度})$$

↓

所得金額の40%が限度

税額控除適用の場合、確定申告書に領収書に加えて、当財団のお送りする内閣府の「税額控除証明書」（写し）を添付する必要があります。

詳細については、税務署にお問い合わせ下さい。

(2) 個人住民税（都内在住の方が対象）

都個人住民税については、次の税額控除を受けられます。

$$\cdot \text{個人都民税の税額控除額} = (\text{対象寄附金額} - 2\text{千円}) \times 4\%$$

詳細については、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

以上